超音波画像診断装置 KOELIS トリニティ賃貸借仕様書

1　賃借する機種は次のとおりとする。

器械装置名	メーカー	製品名	単位
超音波画像診断装置	株式会社アムコ	超音波診断装置 KOELIS トリニティ	1 式

2　契約金額には、設置、回収及び保守点検に要する費用を含むものとする。

3　本賃貸借は、患者のために行われるものであることを認識のうえ、安全に、かつ、安心して使用できるように適切に対応し、当該装置の運用に支障をきたさないようにすること。

4　当該装置の設置については、病院の指示に従い実施するものとする。

5　装置の設置は、指示された期日に誠実に行うものとし、取扱方法、注意事項及び緊急時の対応、連絡先等の説明は、懇親丁寧に行うものとする。

6　賃貸借業者は、装置が正常に稼働するように保守点検を実施するものとし、それに係る費用は、賃貸借業者の負担とする。また、治療装置の設置場所に立ち入る場合は、事前に病院の了承を得て行うものとし、必ず身分を明らかにできる証明書を携帯し、風紀、安全、衛生等に十分配慮するものとする。

7　賃貸借業者は、緊急時に対応できるよう、夜間、休日及び祝祭日にかかわらず、常時サービスマンのオンコール体制を整えておくものとする。

8　故障等により、病院が当該装置をその目的に供しないと判断した場合は、賃貸借業者は装置の交換を行うものとする。

9　本仕様書に記載のない事項については、病院の指示により実施するものとする。